

建交労全国トラック部会が提起するトラックの日行動に大阪トラック部会が行動に大阪トラック部会が吹田サービスエリア上下線と寝屋川トラックステーションでトラックドライバーに対話しながらアンケートの集約と組織宣伝ビラを配布し終日行動に取り組みました。アンケートに回答していただいた20名の方の内、20代1名、30代1名で大半が50代・60代のドライバーで高齢者が多い結果でした。そして、殆どのドライバーが中小距離ドライバーで1日平均の走行距離が500キロ～700キロ走るドライバーも2名いま

した。また、2024年問題以降の労働時間は変化無が最も多く、減少した方が4名いました。賃金については、労働時間が変わらない方で賃金が減少した方が4名、減少したにもかかわ

建交労トラックの日行動の取り組み



らず増加した方は2名のみでした。残業時間については、1ヶ月の残業時間が80時間を超える方がいませんでした。しかし、休息に関しては車両内ベッドでの仮眠が多数で宿泊施設を利用している方は2名のみでトラックドライバーの仮眠場所は依然として劣悪な状況だと感じました。

アンケートに回答していた方からの要望は、「国が主導で運送賃を上げてほしい。」「休日を増やしてほしい。」、「賃金アップ、労働時



吹田サービスエリア

間の短縮。」「待機場所を増やしてほしい。」「待機時間が長い」、「ペーミングを増やしてほしい。」などの声が寄せられました。

アンケートに回答していただいた皆さん、ご協力いただきまして本当にありがとうございました。

アンケート集約をして、要だと感じました。

今後ますます高齢化する運輸産業の賃金引上げ、労働環境をどう変えていくべき、若者からトラックドライバーとして働きたいという魅力のある産業についてかが課題として残り、これからも行政への要請を粘り強く行い取り組みが必要だと感じました。



大阪労働相談センター・川辺所長



建交労・前村執行委員長

建交労大阪府本部・荻田智書記長は、大阪労働相談センター幹事として再任されました。全体の参加者は、26名でした。

建交労大阪府本部局長が提案し、すべての議案が満場一致で採択されました。

総会の資料に掲載されている調査結果では、大阪労働相談センターに相談される多くの方がパワーハラによる精神疾患と未払い賃金の相談だということが示されていました。

大阪労働相談センター第26回総会は、10月17日（金）国労大阪会館大会議室において開催されました。今年の総会議長には、建交労大阪府本部・前村和弘執行委員長が選出され、議事を進行しました。冒頭に主催者を代表して川辺和宏所長がいさつ。川辺所長は、

「労基法など法律が変わつてきている。その法律改正に対応するには、我々相談者もスキルを上げていかなければならぬ。そして、最善の対応策を提案できるようになるには、日常の学習が欠かせない。今後の相談センターの役割は重要であり、困っている労働者を

年度経過報告、舛田選任相談員から決算報告と会計監査報告、2026年度方針・2026年度予算・新役員体制を宮崎

大阪労働相談センター第26回総会を開催

一人でも多く救つていいのが使命だ。」と語つていました。その後、来賓あいさつとして、大阪

労連・福岡泰治議長と民法協・清水益博亮宏事務

局長からあいさつを受けました。そして、宮崎

徹事務局長が2025

年度経過報告、舛田選任

相談員から決算報告と

会計監査報告、2026

年度予算・新役員体制を宮崎



国労大阪会館大会議室

11・6 建交労中央行動は、
午前10時 国交省前集合



大阪労働局への要請



厚労省の令和6年度に発表された全産業での過労死申請件数が約4,300件、過労死として支給決定されたのが1,300件。運輸業に特定すると申請件数が213件、支給決定が88件という結果でした。日本では、未だに過労死された方が多い労働実態だという結果でした。しかも、申請件数から支給決定となるのは約30数パーセントと非常に少ない支給決定件数に留まっていることが問題だと感じました。

また、運輸業の時間外労働の上限は、960時間となっている。さらに休日労働を含めると年間に1,000時間を超える時間外労働になつてゐる。運輸業だけ何故、長時間労働になるのか？他の業種と同じ時間にしていただきたいなどの要望も伝えました。

大阪トラック部会は、11月6日の中央行動で各省庁との交渉の前段として、10月22日（水）大阪労働局、近畿運輸局へ「トラック労働者など自動車運転従事者の状態改善を求める要請行動に取り組みました。

午前9時30分からは、「改善基準告示」について意見交換で、監査体制を強化されること。そのための人員を確保されることなどを求め意見交換しました。意見交換で知りえたのは、

と。そのための人員を確保されることなどを求め意見交換しました。意見交換で知りえたのは、

で、IL0第153号条約や同第161号勧告、「過労死認定基準」などとの関連や「働き方改革関連法」付帯決議との関係で、過労死等防止に向けた再検討を直ちに行うこと。監

査体制を強化されること。そのための人員を確保されることなどを求め意見交換しました。意見交換で知りえたのは、

と。そのための人員を確保されることなどを求め意見交換しました。意見交換で知りえたのは、

近畿運輸局との交渉では、改善基準告示にくわえて、「一般貨物自動車運送事業法」の運送区域規制について、所在地住所を発着点とした地域的な制限を再構されること。高速道路料金制度について、時間帯の割引ではなく通常時間でも割引となる制度へ変更することを求める要請を行いました。

デジタルタコメータを改造して、労働時間を短くするようなことがまかり通るようなことがあつてはならないのではないか。こうした実態があるので、監査体制を強化していただきたい。そして、その人員が足りないのであれば、労働組合側からも人員を増やすよう省庁へ要望することを伝えました。

大阪労働局への要請で、荷積み時間や待機時間などトラックが止まつている状態の時には、休憩時間としてカウントされるデジタルタコメーターに改造されているケースがあり、労働基準監督署で過労死認定されなかつた事案がある。



近畿運輸局への要請

れた方がいる。その会社では、荷積み時間や待機時間などトラックが止まつている状態の時には、休憩時間としてカウントされるデジタルタコメーターに改造され

ているケースがあり、労働基準監督署で過労死認定されなかつた事案がある。

デジタルタコメータを改造して、労働時間を短くするようなことがまかり通るようなことがあつてはならないのではないか。こうした実態があるので、監査体制を強化していただきたい。そして、その人員が足りないのであれば、労働組合側からも人員を増やすよう省庁へ要



天王寺駅東口

大阪府本部は、10月24日（金）秋季年末闘争の第1次集中行動ゾーンの取り組みとして、JR天王寺東口駅前で組織拡大宣伝行動に取り組みました。宣伝中に女性の方からティッシュ入りビラを配布している組合員に声をかけてくる場面もありました。女性の方からは、「息子が会社でパワハラを受けていいが、息子の子供が大学生で生活の為に会社を辞められない。真剣に悩んでい

るので、どこかに相談に行つたら良いと言つていたところやつた。電話させるわ」という内容でした。組合員は、「労働問題であるなら、是非連絡を待つてあります。ビラのところに電話番号を書いているので。」と対応しました。組織拡大宣伝行動は、約1時間30分でティッシュ入りビラ600個を配布しました。参加者は、荻田書記長、此花支部1名、大阪合同支部1名が参加しました。

大阪府本部が秋季年末闘争・宣伝行動

車両共済 お車の損害
衝突・接触等の突然な事故により、お車に損害が生じたとき

自動車の衝突事故

車両A
80%
車両B
(A車損失にB車も含みます。)

車両B
20%

個人車両保険

適用範囲	免責・心配・交通事故で20万円超の車両と損害 一括手取の人の車と自家用車両はBCD(2)
適用範額	東京共済(一般車両) 300万円 免責金額(自己負担額) 5万円
修理費	2000円

160万円を補償!
(修理費200万円×80%・溢れ)

洪水で車が水没

個人車両保険

適用範囲	突然の大雨でよくくる河川氾濫 エンジンまで浸水しているとき、修理不能の車両
適用範額	東京共済(一般車両) 300万円 免責金額(自己負担額) 5万円

320万円を補償!
(車両共済300万円+東京共済の超過額を20万円)

車両共済は、ワイドな補償の「一般車両」が安心です!

車両共済の特徴

支払金額	ご契約の車両内外の他の車両との衝突・接触	割り引け (他の車両との)	衝突 ¹⁾ との衝突・接触	自転車 との衝突・接触	電気自動車 との衝突・接触	自家用・営業中の 他の車両との衝突
一般車両	○	○	○	○	○	○
乗用車・自家用車	○	○	○	×	×	○

**支払金額を
お支払いする
主な事故**

火災・停電	盗難・たたか 風・霜・雨	落雷	落書き・いたずら等	盗難・駐車・紛失	地震・津波・高潮
一般車両	○	○	○	○	×
乗用車・自家用車	○	○	○	×	×

1) 人間の事故

2) ご契約の車両が二輪自動車または原付バイクの場合は、「二輪・原付自動車車両特別保険」が自動料金をかからずで、適用により損害は修理料金のみとなります。

お支払いする共済金

支払の範囲	車両共済金 車両全損時賃用車両代用 車両共済金	ご契約時にお支払いいただいたときの車両共済金額(溢れ)をお支払いします。 車両全損時賃用車両代用 車両共済金
範囲の特徴	車両共済金 車両全損時賃用車両代用 車両共済金	損害額から免責額を差し引いた金額をお支払いします。

* 修理代を5%減と一緒にまとめて支払う場合は車両共済料金は上りを合わせて支払います。

さらに補償を充実させたい

車両全損時諸費用倍額特約

車両全損時諸費用倍額をお支払いする場合に諸費用の額を2倍にしてお支払いします。

車両全損時諸費用倍額特約

車両全損時諸費用倍額をお支払いする場合に諸費用の額を2倍にしてお支払いします。

個人車両保険

適用範囲	免責・心配・交通事故で20万円超の車両と損害 一括手取の人の車と自家用車両はBCD(2)
適用範額	東京共済(一般車両) 300万円 免責金額(自己負担額) 5万円

西日本自動車共済協同組合
〒812-0007 福岡市博多区東比恵2-15-25
TEL:092-441-5901 FAX:092-441-5907